

大伴小だより

11月号



富田林市立大伴小学校 校長 釜坂 佳成

富田林市南大伴町一丁目2番20号

0721-24-3104

今回は、保護者の皆さま宛に学校だよりを発行しようと思います。

昨今毎日のように耳にするスマホやケータイのトラブルについて、私が富田林警察署の少年係やサポートセンターの方々とお話した内容です。子どもがトラブルに巻き込まれた時や会話等の内容に不安を感じた時、保護者としてどのように対応すればいいか、その概要をお知らせし、参考にしていただければ幸いです。

- ① いじめ、特定個人やグループによる執拗な悪口
- ② 友人からの悪質な誘い
- ③ 身元不審者や「出会い系サイト」との会話、接触
- ④ 写真や動画、個人情報アップ → 拡散



たとえば、自分の子どものスマホにこのような状態を発見した（してしまった？）とします。親としては心配で心配で、どうしようかとうろたえてしまいます。子どもに直接聞いたり注意できたらいいのですが、なにぶんナイーブな年ごろ……。反抗的な態度になったり、口をきかなくなったり……。心配の種は尽きません。

このような場合は、まずは、**学校に相談**。保護者と学校が連携して、情報を共有することは大切なことです。**優先すべきは子どもの安心・安全**です。①や②の場合、本人の友人関係を含めて学校での様子を先生が見守ることができますし、状況によっては注意や指導を行うことも可能です。“状況によっては”と限定しているのは、

学校は「教育的」視点を含めた指導となるため、事件性がある場合、根本的な解決（「＝事件解決」）にはならない

と
いう

⇨ 警察機関による“捜査”とは視点・方法が違う

大前提があるからです。学校は“加害者”にも、成長に繋がる指導をしていく必要があるのですが、ケータイ・スマホトラブルは闇が深く、時に“加害者”が“被害者”に、“被害者”が“加害者”に移り変わったりもします。単純に「すいません」「消します」「もうしません」で終わらないケース

が多くなっているのが現状です。もちろん、案外あっさり終結する場合もあり、まさにケースバイケースとなります。何をもって「解決」とするかという視点も保護者によって違いがあります。つまり、ケータイ・スマホトラブルの解決は学校では限界がある、ということです。まして③や④の場合、犯罪に巻き込まれたり、個人情報が出し、将来にわたって取り返しのつかないことにもなり得ます。

そこで、相談を受けた学校は、状況や事態によっては関係諸機関と保護者を「つなぐ」ことになります。大阪府警のサイバー犯罪対策課のホームページには、

- ・ 当事者であれば、掲示板から管理者の連絡先を確認して、削除を依頼することができます。
- ・ コミュニケーションアプリなどについても、管理者に依頼することで、削除できる場合があります。
- ・ 相手が特定できた場合には、その相手に対して損害賠償請求をすることもできます。
- ・ 外国企業が運営する掲示板やコミュニケーションアプリ(4chan、facebook、X など)の場合には、ホームページ上で削除依頼の方法について説明していることがありますので、その方法に従ってください。
- ・ 名誉毀損の被害に遭ったと思われる場合には、最寄りの警察署へ相談に行ってください。その際には、下記の資料を持参してください。



富田林警察署 生活安全課 少年係

TEL 0721-25-1234

【資料】・掲示板の URL、アプリの名前
・ 誹謗中傷にあたる内容と、その確認方法
・ 誹謗中傷の内容が投稿された日付や時間、投稿番号

と、掲載されています。

ケータイやスマホの契約者は子どもでも学校でもありません。トラブルに関しては契約者(つまり保護者です)が責任をもって解決していかなければなりません。子どもを一方的に責めたり、その友人や学校の対応を非難するだけではほとんど解決にはつながりませんし、逆に問題が複雑化する場合も多いのです。

まとめますと、「子どものケータイ・スマホトラブルについては、保護者が責任を持ち、学校に相談した上で、その解決方法を(場合によっては関係諸機関と連携しながら)ともに探っていく、という姿勢が最善の道である」ということです。

避けては通れない「スマホ・ケータイトラブル」。ご協力をお願いします。